

# かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図ります。

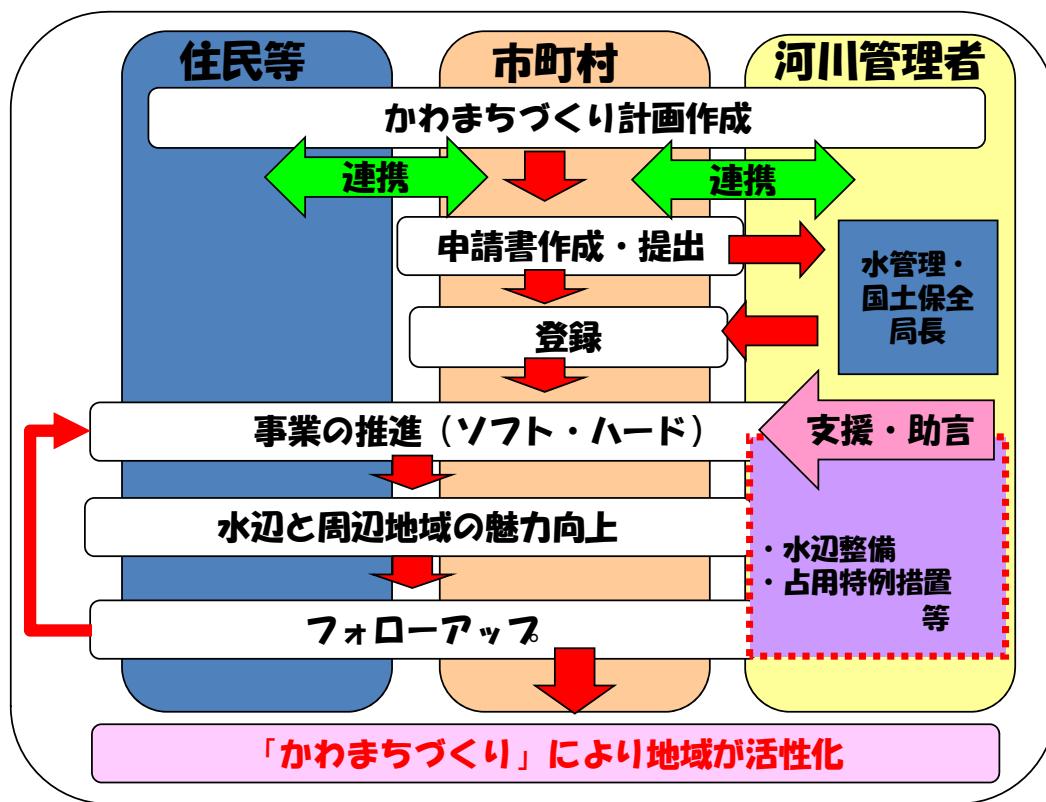
## ○事業概要

ソフト支援：民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度（都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例）等を活用、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援。

ハード支援：治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一緒にとなった水辺整備を支援。



管理用道路をフットパスとして活用  
(最上川)



図：かわまちづくりの流れ

# 水辺の楽校プロジェクト

～地域一体となった子どもたちの自然体験の場づくり～

## 河川を活用した環境学習・自然体験活動について

- ・人間と環境の関わりについての理解を深め、豊かな人間性を育んでいくために、環境学習や自然体験活動を積み重ねることは重要です。
- ・地域に身近に存在し、自然が残されている川は、貴重な環境学習や自然体験活動の場となっています。
- ・小中学校において「総合的な学習の時間」が本格的に実施されるとともに、完全学校週5日制が開始されるなど、自然体験活動等の場として、川への注目が集まっています。

## 『子どもの水辺』再発見プロジェクト』と『水辺の楽校プロジェクト』

- ・市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって、地域の身近な水辺（「子どもの水辺」）における環境学習や自然体験活動を推進するため、国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して、『子どもの水辺』再発見プロジェクトに取り組んでいます。
- ・「子どもの水辺サポートセンター」において、「子どもの水辺」の登録受付を行うとともに、登録された水辺におけるソフト面（ライフジャケットなどの資機材の貸出、活動をコーディネートできる人材の紹介等）からの支援を行います。
- ・『水辺の楽校プロジェクト』は、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。



「水辺の楽校」のイメージ図

### 子どもの水辺協議会の設立

- ・教育関係者
- ・河川管理者
- ・市民団体 等

【ソフト面からの支援】

資機材の貸出や人材のコーディネート等、「子どもの水辺サポートセンター」を窓口としたさまざまな支援

### 「子どもの水辺」に登録

### 水辺整備が必要な場合

### 「水辺の楽校構想」作成

- ・水辺での遊びや自然体験活動に関するプラン
- ・プラン実施のために必要となる整備内容及び箇所

### 「水辺の楽校」登録申請

(市区町村→水管理・国土保全局長)

### 水辺整備の実施・運営

水辺の楽校のフロー

# 河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

## 《「河川防災ステーション」の設置位置》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防倉庫などの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

## 《新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、河川局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）と調整した上での要望をお願いいたします。

